

平成18年11月7日

研究者各位

理事・副学長 西尾茂文
理事・副学長 岡村定矩

民間の研究助成金申請に関する新しいルール

今般、民間の研究助成金について、複数の助成財団より財団法人助成財団センターを通じて研究支援経費（管理経費）の適切な取扱いについての申し入れ（別添1）があり意見交換を行いました。

助成財団センターの論点は以下のようなものでした。

1. 企業等からの受託研究のように反対給付を求めない寄附金（助成金）に対する、研究支援経費の徴収の如何
2. 研究者個人に対する助成金であるにも関わらず、第三者的立場にある大学当局が研究支援経費を徴収することの如何
3. 助成金は使途が限定されていることが多いため、採択後に研究支援経費を要求されてもその費用を追加して措置することは困難であること
4. 助成金＝「直接の研究費」の中に管理費的な項目が既に含まれているケースもあること

これに対して本学としては、研究支援経費制度の目的並びにその必要性を説明し理解を求めました。

意見交換を行った結果、相手方から、研究支援経費（管理経費）の措置が必要であるのなら、研究助成金に応募する際に提出する申請書に、あらかじめ研究支援経費（管理経費）を、直接の研究経費に加えて費用計上して申請するようにして欲しいとの要望が出されました。これは本学としても理解でき、かつ協力すべきことですので、今後はかならず申請書にそのように明記してください。

また、本学の研究支援経費について理解を求めるためのお願い（別添2）の文書を作成しましたので、申請の際に申請書に添えて提出するようお願いいたします。

なお、助成財団によっては、約款等により「直接経費」のみの計上しか認めていない助成財団もあるため、申請の際に公募要領等で確認してください。このような財団によって採択された研究助成金については、東京大学研究支援経費取扱要領第3条4項（注参照）により役員会へ研究支援経費の免除を申請することとなります。

（注）東京大学研究支援経費取扱要領（抜粋）

（研究支援経費の受入方法）

第3条

（1～3項略）

- 4 研究支援経費を受け入れることができない理由がある場合は、役員会の承認を得て、これを免除することができる。

平成18年11月7日

民間の研究助成金に対するいわゆるオーバーヘッドの取扱いについて
 ー東京大学研究支援経費（管理経費）へのご理解とご協力をお願いー

国立大学法人 東京大学

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本学における教育研究活動をご支援いただき、誠にありがとうございます。

さて、大学において教育研究活動を実施していく際には、施設等の維持管理費、管理的な業務を行なうために雇用する教職員の人件費、光熱水料、知的財産関連経費など全学および各部局の管理目的の経費が必要となります。このことは、民間の研究助成金をいただいて教育研究活動を行う場合にも同様であります。このため、東京大学においては、寄附金を含む外部資金の10%を大学がお預かりし、研究支援経費（管理経費）として活用することとしております。

今般、財団法人助成財団センターとの意見交換の中で、東京大学の上記方針が申請段階で助成者側に明確に伝わることの重要性が明らかになりました。これを踏まえて本学では、教員にこのことを周知しております。

こうした趣旨をご理解のうえ、ご協力をいただきたく、お願い申し上げます。

敬具

参考 東京大学研究支援経費取扱要領（抜粋）

（略）

（定義）

第2条 この要領において、研究支援経費とは、大学法人において研究を実施するにあたって、研究に直接必要となる経費（以下「直接経費」という。）以外の効果的かつ効率的に研究を行うために必要な管理的経費をいい、施設等の維持管理経費、雇用する教職員の人件費、光熱水料、知的財産関連経費などに使用する経費であって、第3条1項に規定するものをいう。

（研究支援経費の受入方法）

第3条 研究支援経費は、共同研究契約又は受託研究契約（再委託を含む。）若しくは寄附金を受け入れる際に併せて受け入れるものとする。

2 研究支援経費の算定基準額及び適用率は、別表のとおりとする。

3 研究支援経費の額は、前項に規定する算定基準額に適用率を乗じて算定する。（一部略）別表5号に掲げる寄附金については、寄附者の意思を確認し、寄附金額の中に算定することができる。

（略）

（別表）

（別表1～4号略）

研究資金の名称	算定基準額	適用率
5. 寄附金	寄附金額	10%